



毎月第3主日は日本キリスト教団の定めた「日本伝道の推進を祈る日」です

共に祈るために

全国17教区が取り組んでいる伝道の働きを2教区（東京は支区）ずつ紹介します。全国の教区・教会・伝道所を覚えて祈りをあわせましょう。

献金についての問い合わせは
日本基督教団事務局まで（TEL 03-3202-0541）

日本基督教団伝道推進基本方針

- 祈禱運動 共に祈ろう
- 信徒運動 共に伝えよう
- 献金運動 共に献げよう

「日本基督教団全国伝道推進献金」
振替口座 00140-7-293436

祈りの課題

西中国教区

- 平和と自由と正義が実現し御国が到来するように。
- 一人が大切にされる世界となるように。
- 教会が、重荷を負う人の休める場となるように。

郵便振替 01330-6-14659
「日本基督教団西中国教区」

神奈川教区

- 愛川伝道所、茅ヶ崎堤伝道所の歩みのため。
- 神奈川教区の教会・伝道所の宣教と関係機関の働きの上に。

郵便振替 00260-6-2513
「日本基督教団神奈川教区財務部」
*ご送金の際には、「神奈川教区伝道支援」と明記してください。



2016年開催の第28回自衛官合祀拒否訴訟最高裁不当判決抗議集会(*)で挨拶をする中谷康子さん(中央)

西中国教区

西中国教区には宣教基本方針という短い文章があります。

一、主イエス・キリストの恵みによって救われたわたしたちは、神を讃美し、この福音を宣べ伝えつつ、その招きに応えて生きる。二、わたしたちは、様々な重荷を負う人々との出会いを通して、つくり変えられ、世の諸々の力の支配から解放されてその人々と共に生きる。三、わたしたちは、主イエス・キリストの恵みに押し出され、悪の諸力に抗し、平和と自由と正義の実現

神奈川教区

神奈川教区には100を超える教会・伝道所があり、「教区形成基本方針」の下、活動基本方針および計画を定め、教区の宣教と共に、各教会・伝道所の働きを豊かに支え合うことを目指しています。そしてそれぞれの教会・伝道所はユニークな宣教を展開していますが、今回は特に2つの伝道所を紹介します。ご加祷ください。

愛甲郡愛川町にある愛川伝道所は1968年に設立され、現在の星野正興^{まさむね}牧師は赴任4年目です。77歳ながらもまだまだお元気で、敷地内に畑を作り、20種類以上の無農薬野菜（ジャガイモ、トマト、ナス、キュウリ、インゲンなど）を栽培しています。礼拝に出席した方々は毎週、収穫されたおいしい野菜を持ち帰ることが楽しみの一つとなり、皆さんも積極的に畑づくりに取り組んでいます。それも手伝ってか、現在教会員は7人ほどですが、毎週20人程度（最近はコロナ禍の影響で14、15人）の出席者が与えられている元氣な伝道所です。

茅ヶ崎堤伝道所は1999年の設立で、現在の三原信恵牧師は2008年に赴任しました。本誌7月号「ここに教会がある」



愛川伝道所の畑で

茅ヶ崎堤伝道所「夏の教会学校」の看板と

を期して共に闘いながら生きる。

これは、当教区が80年代に「開拓伝道」募金を行おうとしたときに出された「開拓伝道」の位置付け、また伝道・宣教とは何かとの問いに応えた文章です。この3つは並列ではなく、後の文が前の文を受けた展開となっており、わたしたちが目指すべきもの、すなわち方針（道）を指し示しています。そしてそれを生きて示していくことが当教区の伝道です。あえて一言で言えば「世に仕える教会」であろうとしたのです。

もちろんその目指すべき地点である「平和と自由と正義の実現」を、各教会に押し付けるものではありません。しかしこの言葉は、大切にされ今日に至っています。

こうした言葉が紡がれた背景の一つには、70年代から80年代にかけて闘われた山口自衛官合祀拒否訴訟への取り組みがありました。それは山口市の一人の信徒が内心の自由（宗教的人格権）を求めて、勝手に護国神社に祀られた夫を取り戻す闘いでした。当教区は、それを一人のことにはせず、共働して取り組みました。

課題を分かち合う姿勢に変わりはなく、今も平和と自由と正義の実現を目指し、歩んでいます。（西中国教区総会議長 小畑太作）